

「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」に対する生保労連の見解

本日（4月27日）、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」（以下、同法）が成立しました。

生保労連では、これまで郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であるとの主張を繰り返し行ってきました。

しかし、同法では、生保労連の要望が一部認められたものの、公平・公正な競争条件の確保については不十分であると言わざるを得ません。

まず、出資について、「日本郵政が保有するかんぽ生命の株式は、その全てを処分することを目指し、できる限り早期に処分」することとされる等、株式の完全売却が努力義務にとどまっており、不十分であると考えます。

民営化するのであれば、民間生保との競争条件を完全に同一とすべきであり、かんぽ生命の全ての株式の処分を法的に義務付ける等、政府出資の解消をはかるべきと考えます。

限度額の引き上げについて、附帯決議では当面行わないこととされましたが、当面という時期が曖昧であり、国の関与（出資）を残したままでの限度額の引き上げも可能と考えられます。仮に、国の関与（出資）を残して限度額が引き上げられれば、「民業圧迫」を招くことは明らかであり、完全民営化前の限度額引き上げには断固反対です。

新規業務規制について、引き続き「内閣総理大臣及び総務大臣の認可」が基本とされましたが、日本郵政がかんぽ生命の株式を1/2以上処分した後は届出制に移行するとされており、国の関与（出資）を残したまま届出制に移行することについては「民業圧迫」の観点から断固反対です。仮に、全株式処分までに新規業務を行う場合は、現行の郵政民営化法と同様に、「事前に郵政民営化委員会の意見を聴くこと」および「内閣総理大臣及び総務大臣の認可」を必須とすべきです。

ユニバーサルサービスについて、生保労連25万組合員がお客さまに対面でのきめ細かい対応を行っており、日本郵政および日本郵便に対し、生命保険のユニバーサルサービスを法的に義務化する必要はありません。

今後、同法に沿って郵政民営化が行われれば、国の信用力を背景とした事業展開により、公平・公正な競争条件が損なわれ、健全な金融システムの発展を阻害する恐れがあるだけでなく、民間生保で働く者の雇用や生活に甚大な影響を及ぼすことは必至です。

郵政改革については、3年ごとに郵政民営化の進捗状況の総合的な検証を行うとされており、引き続き生保労連では民間会社との公平・公正な競争条件の確保の観点から取組みを継続してまいります。

2012年4月27日
全国生命保険労働組合連合会